資料２－２

「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策」の脈絡図

これまでの主な政策

- 男女共同参画政策【内閣府】
- 少子化対策【内閣府・厚生労働省】
- 育児・保育政策【厚生労働省】
- 雇用政策【厚生労働省】
- 男女雇用機会均等政策【厚生労働省】
- 労働政策（長時間労働抑制、労働条件改善）【厚生労働省】
- 労働安全衛生政策（メンタルヘルス）【厚生労働省】
- 職業能力開発政策【厚生労働省】
- 教育政策【文部科学省】
- 中小企業対策【経済産業省】
- テレワーク普及対策【総務省・厚生労働省・国土交通省】

H19.12策定
H22.6改定

仕事と生活の調和推進のための行動指針（※）
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

※関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表者などからなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定

国の取組

国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。
【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

（総論）
1. 社会的気運の醸成
2. 仕事と家庭の両立支援の促進と両立できる環境の整備
3. 中小企業対策など包括的な取組を推進
4. 仕事と生活の調和の実現に取り組む企業の支援
5. 先進企業の表彰や企業の取組の点検・診断の支援
6. 関係法令の周知と法令遵守のための監督指導の強化
7. 自己啓発や能力開発の取組支援
8. 仕事と生活の調和に関する調査等の実施
9. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

（就労による経済的自立）
1. 勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として必要な能力を身につけた人材を育成するためのキャリア教育・職業教育の実施
2. フリーターの正規雇用化の支援等
3. 雇用の維持
4. 母子家庭の母親の就労支援

（健康で豊かな生活のための時間の確保）
1. 健康で豊かな生活のための時間の確保

（多様な働き方・生き方の選択）
1. 育児・介護休業、短時間勤務等の多様な働き方の推進
2. 女性や高年齢者の再就職や就業継続の支援等
3. 男性の子育て参加の支援・促進
4. 多様な子育て支援の推進など育児・介護の社会的基盤づくり
5. 職業能力の形成支援に係る労働市場の社会的基盤の整備

地方公共団体の取組

仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

企業・働く者の取組

企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

国民の取組

国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

成果

Ⅰ　就労による経済的自立が可能な社会の実現

＜政策効果指標＞
①就業率（↑）
②時間当たり労働生産性の伸び率（↑）
③フリーターの数（↓）

成果

Ⅱ　健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現

＜政策効果指標＞
④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合（↑）
⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合（↓）
⑥年次有給休暇取得率（↑）
⑦メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合（↑）

成果

Ⅲ　多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現

＜政策効果指標＞
⑧在宅型テレワーカーの数（↑）
⑨短時間勤務を選択できる事業所の割合（↑）
⑩自己啓発を行っている労働者の割合（↑）
⑪第１子出産前後の女性の継続就業率（↑）
⑫保育等の子育てサービスを提供している割合（↑）
⑬男性の育児休業取得率（↑）
⑭6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間（↑）

＜外部要因＞
個人の価値観、経済情勢　等

成果

仕事と生活の調和が実現した社会の構築

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会